令和９年度　第二次入学者選抜募集要項　【普通科・理数科】

鹿児島県立錦江湾高等学校
〒891-0133　鹿児島市平川町 4047 番地
TEL（099）261-2121
FAX（099）261-2122
URL http://www.edu.pref.kagoshima.jp/sh/kinkowan/

１　趣旨

第一次入学者選抜で不合格になった入学志願者に対して再度受検機会を与え、高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を的確に評価しつつ、公立高等学校で学ぶ意思をもつ者に教育の機会を提供するとともに、学校の活性化を図る。

２　実施学科及び募集者数

⑴　第一次入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない学科において実施する。

⑵　実施学科及び募集枠は、第一次入学者選抜の合格者発表の当日（令和９年３月 12 日）に県教育委員会が発表する。

３　出願資格

第一次入学者選抜のいずれかの出願資格を有し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、私立高等学校に合格し、入学手続をした者は出願できないものとする。

⑴　高等学校を受検し、合格しなかった者
　ただし、同一校の同一学科には出願できない（併願した学科を含む。）。

⑵　高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者

⑶　県外からの保護者の転勤等の理由により、高等学校を志願する者

４　出願期間

令和９年３月 17 日（水）から３月 18 日（木）正午（必着）まで
なお、受付時間は、締切日を除き、平日の午前８時 30 分から午後４時 30 分までとする。

５　出願手続及び留意事項

⑴　出願手続

出願は、１人１校１学科に限る。ただし、理数科に出願する場合、第２志望を認める。第二次入学者選抜志願者は、中学校長を経て、本校校長に第二次入学者選抜入学願書アを提出する。中学校長は、入学願書に加え、イ～ウの書類を本校校長に提出する。

ア　第二次入学者選抜入学願書

本校の定めた様式のもの（左上に第二次と朱書きされたもの。）。理数科志望の者で、普通科を第２志望にする者は「入学願書」の「普通科併願志望欄」に○を書き込む。入学願書には、入学検定料として以下の方法（①オンライン納付・②納入通知書・③収入証紙）で 2,200 円を納付し、①については納付完了通知書、②については貼付台紙に鹿児島県納入通知書兼領収証書を貼付したものを、願書の裏面に添付し、③については入学願書に所定の箇所に貼付すること。なお、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

イ　第二次入学者選抜出願者総括表（様式２－３）
ウ　調査書（様式４－１又は４－２）

⑵　郵送の場合は、この出願期間に必着すること。なお、受検票を郵送希望の場合は、返信用封筒（長形３号に郵便番号、あて名を明記し、書留料金と郵送料金に相当する切手を貼付したもの）を同封すること。

⑶　出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出ること。

⑷　特別な理由等により年間の欠席日数が 30 日以上の入学志願者は、自己申告書（様式 20）を、出身中学校長を経て提出することができる。なお、自己申告書は、入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

６　選抜の内容等

⑴　選抜の内容
「面接」及び「作文」‥‥志願者全員

⑵　期日
令和９年３月 19 日(金)　午前９時 20 分集合（集合場所は地歴教室）

⑶　検査場
鹿児島県立錦江湾高等学校

⑷　携行品
受検票、筆記用具、上履き、靴入れ用の袋等

⑸　注意
受検票裏面の「注意」に従うこと。

７　選抜の方法

選抜は、調査書の記録、本校で実施する「面接」及び「作文」、第一次入学者選抜における学力検査の結果等を総合的に勘案して行う。

８　選抜結果の発表等

⑴　選抜結果については、令和９年３月 23 日(火)午後２時以後、本校において受検番号で発表する。

⑵　合格者説明会は、令和９年３月 23 日(火)午後２時以後、保護者同伴のもと本校で行う。受検票、上履き、筆記用具、靴入れ用の袋を持参すること。

９　第二次入学者選抜入学願書記入上の注意

⑴　黒色又は青色のペンで書く（ボールペンも可）。

⑵　文字は楷書で、数字は算用数字を使用し、明瞭に書く。氏名のふりがなは、ひらがなで書く。

⑶　志願者氏名の欄は、必ず本人の自筆とする。

⑷　「入学願書及び受検票」の受検番号欄は記入しない。

⑸　卒業見込・卒業は、いずれかを（　　）で囲む。

10　備考

上記のほか、詳細については「令和９年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」を参照のこと。不明な点については、直接、本校教頭に問い合わせること。